

「学生の経済問題の対策」について
中間報告

第4常置委員会

1 楽学金について

1) 楽学金貸与額の増額

近年の物価上昇は学生の食費・下宿料・図書費・交通費その他の増大を招き、現行の貸与額は学生の生活費を補うに極めて不十分な金額となつてゐる。アルバイトを縮少して学業に専念できるようにするためにも貸与額の増額を要望したい。ことに一般楽学生、とりわけ自宅外通学者に対する増額が望まれる。

2) 楽学生採用者の増員

楽学生となることを希望し、かつ適格者でありながら採用されない者が多い。採用者のおおはばの増員を望みたい。

3) 大学特別楽学生採用制度の再検討

特別楽学生予約採用者の大学進学後の成績は必ずしも優秀とはいはず、家庭の経済事情が入学後好転する場合もある。大学進学後に成績・家計等を評価して再選考を行なうとか、大学においても別途に採用するか補充採用の枠を

増大するなど予約採用制度を再検討して改善をはかる必要がある。

2 学寮について

1) 経費負担区分

わが国の大学学寮の歴史は、その設立の事情・目的が必ずしも同一でなく、それぞれ多少とも異なる慣行にしたがつて今日に至つてはいる事実が考慮されなくてはならない。したがつて、それらが、2.1.8通達によつて、にわかに一様に規制されることに、種々の実施上の困難があり、ひいてはこれが学寮紛争の一因ともなつてゐる。

したがつて、少なくとも現時点においては、2.1.8通達の根本的な再検討もさることながらその実施の細部については、各大学の自主的措置にまかせることが望ましい。

2) 学寮の建設

学寮の建設は、大学所在地域の事情（たとえば、住宅事情、寒冷地の特殊事情等）や、大学そのものの特殊性（たとえば、大学とその学寮の歴史、既存学寮の老朽化その他）

によつて、その必要性の程度や設備条件が大きく相違する点が、充分に考慮されなくてはならない。なお新建築は、すべて不燃性建築であることが必要である。

3 アルバイトについて

近年一般にアルバイトを希望する学生の数に比し、学生向きの職種の求人が少ない傾向がある。そのため適当な業務をあつ旋する大学間の調整体制を作ることが必要である。しかし、学生は、あく迄も学業が本務である。そしてアルバイトはこの学業に何等かの支障を来すことが多く、留年、欠席、不良化の原因となつていることがある。従つて、今後はアルバイトは真に必要な学生に限るべきであり、そのためむしろ奨学金の増額と貸与数の増員が望ましい。

4 その他

現在自主的な課外活動は大学生に対して、大きい教育的効果があると考えられる。よつて、体育館、サークル部室或はその課外活動中の傷害の補償などに、国費支弁を、より積極的に考慮すべきである。